

東北地方太平洋沖地震に関する決議

3月11日午後2時46分ごろに発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と想定をはるかに超える巨大地震であり、その直後に襲った大津波は、東北地方太平洋側の沿岸部を中心に広域にわたり壊滅的な被害をもたらすとともに、福島県内にある原子力発電所での災害では、放射性物質が原子力発電所建屋外部に放出されるなど、極めて深刻な事態をもたらしている。

村上市議会は、ここに、未曾有の国難ともいふべき大地震、大津波により亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、そのご遺族に対し深く哀悼の意を表し、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い被災地の復興を願うものである。

村上市としては、すでに消火、救急及び後方支援隊の各隊を緊急消防援助隊新潟県隊として被災地に派遣し、被災者の捜索、救助活動に取り組むとともに、被災者受入対策本部を設置し、市内5箇所に避難所を開設するなど被災者の受入れに取り組んでいるが、その被害の甚大さを考えると被災地の復旧には相当の期間を要することが予想される。

よって、本市議会は被災者の不安を和らげ、避難生活の一助となるよう、本市の被災者に対する救援活動及び、今後、本市の実施する活動・対策を積極的に支援する。

以上、決議する。

平成23年3月25日

村 上 市 議 会